

平成29年度(第68回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日 (準備期間 9月1日～9月30日)

スローガン『働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場』

【趣旨】

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第68回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

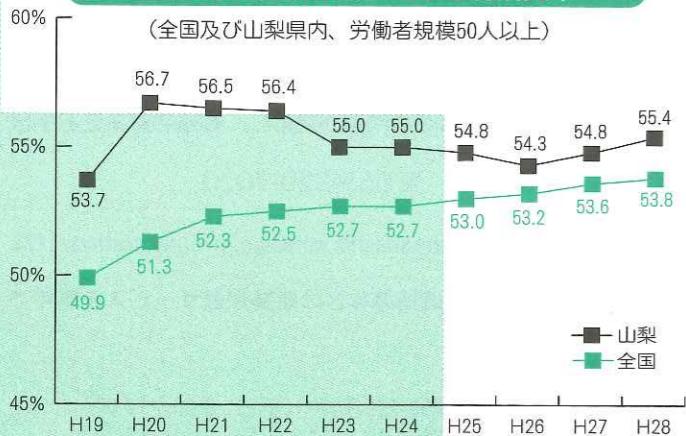
県内における平成28年の業務上疾病の被災者は前年から7人減少し43人となった(対前年比14%減)。疾病別で最も多い腰痛は7人減少し35人となったが(対前年比16.7%減)、業種別では保健衛生業が最も多い状態が続いている。なお熱中症は1人減少し1人だった。

また、平成28年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は4件(前年度比33.3%増)、精神障害事案の労災請求件数は8件(前年度比33.3%減)で、メンタルヘルス不調による休業者数は平成22年度以降増加を続け平成28年度においては406人となっている。メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は83.6%で、50人以上の事業場における取組率は高いものの、県内で多数を占める50人未満の事業場における取組の推進が今後の課題である。

さらに労働者の健康を巡る新たな問題として、病気を治療しながら仕事をしている方は労働人口の3分の1と多数を占め、病気を理由に仕事を辞めざるを得なかったり、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど、治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方も相当数存在すると考えられる。よって、「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、今年度は、「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

図1 定期健康診断における有所見率



【主唱】 山梨労働局、甲府・都留・鰍沢労働基準監督署

【協賛】 一般社団法人山梨労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、一般社団法人日本ボイラ協会山梨支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協力】 山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、日本労働組合総連合会山梨県連合会

参考ホームページ(中央労働災害防止協会全国労働衛生週間ポータルサイト) <http://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

本週間中(10月1日～10月7日)に実施する事項 準備期間中に実施計画を立てておきましょう。

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

- 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中(9月1日～9月30日)に実施する事項

以下の重点事項のほか、日常の労働衛生活動の総点検を行う

- 組織構造・意思決定システム等の改善・変革等の組織・風土文化の見直し
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策に関する一定の危険・有害な化学物質(SDS交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの実施に向けた着実な実施(平成28年6月施行)
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- STOP!熱中症 クールワークキャンペーンに基づく熱中症対策の徹底
- 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号)に基づく整備

全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう!

全国労働衛生週間においては、事前に行事計画表を作成して充実した週間にしましょう。<行事計画表作成例>

10月1日(日)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る
2日(月)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージの発信、スローガン等の掲示 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う。 週間行事計画の掲示・社内放送等の周知を行う。
3日(火)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロールを行う(作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る。
4日(水)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病予防・災害事例等についての研修会の実施 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰を行う
5日(木)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠による事故等緊急事態を想定した実地訓練等の実施 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施
6日(金)	メンタルヘルスの日 過重労働による健康障害防止対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行なう労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る 産業医等(保健師)による面接指導の実施 全社一斉定時退社の実施
7日(土)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る

メンタルヘルス対策支援事業を活用しましょう!

※詳細はHPへ ⇒ <http://www.yamanashis.johas.go.jp/>

事業場でのメンタルヘルス対策における課題・問題・悩みに、精神科医、カウンセラー等の専門家が対応し、問題の解決をお手伝いします。また、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

連絡先: 山梨産業保健総合支援センター(甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階) TEL 055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう!

※詳細はHPへ ⇒ <http://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1175>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申し込みが必要です。)

~県内各センターの連絡先~

中北地域産業保健センター	甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階	電話 055-220-7020 (平日 9:00～17:00)
郡内地域産業保健センター	都留市四日市場1105 都留労働基準協会内	電話 0554-45-0810 (平日 9:00～17:00)
峡南地域産業保健センター	富士川町鰍沢1-11 峡南労働基準協会内	電話 0556-22-7330 (平日 9:00～17:00)
峡東地域産業保健センター	山梨市中村834 山梨法人会館内	電話 0553-22-6621 (平日 9:00～17:00)

山梨県産業安全衛生大会を開催します!

本年度も安全衛生意識の高揚と安全衛生活動の定着を図ることによって、災害ゼロの明るい職場の形成を目的として「山梨県産業安全衛生大会」を開催します。ぜひ、御参加ください。

日時 平成29年10月3日(火) 13:30開会(12:30開場)

場所 山梨県立文学館(甲府市貢川1-5-35)

参加申込書は、山梨労働局ホームページ(<http://www.yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)、山梨労働局又は最寄りの労働基準監督署へ